

横浜・相模原人事委勧告を受け 再任用の療養休暇(有給・90日)制度化へ 措置要求の取組でついに実現!

県教委は、現在、組合に
対して来年度からの再任用
制度について、①原則フル
タイム任用②必要によって
6級格付けもあり(現在は
5級任用)③療養休暇(有
給)90日の制度化――の
3点を提案している。長年
の懸案であった再任用職員
の有給療養休暇制度がいよ
いよ実現! 大きな一歩だ
が、定年延長に代わる再任
用職員の「活用」方法には
問題も…。

再任用はもつと働け?

今年の人事院勧告では、定年制
延長は見送られ、「雇用と年金の接
続」に関わって、「・・・フルタ
イム中心の勤務の実現を通じて再
任用職員の能力及び経験を本格的
に活用する」とされた。提案はこ
れら国の動向を踏まえたものと考

えられるが、①は当事者の選択を
狭めるもの、②については、現状
の職階制を前提にしており、再任
用を含めた定数管理(現在は5級
の定数の枠外)が行われる可能性
もあり、分断と格差を拡大するも
ので認めることはできない。

1日も早い制度導入を! 臨任にも有給療養を!

再任用制度の導入時、県は退職
再雇用の非常勤職見合いと言っ
とで、有給の療養休暇を無しとし
た。全国の自治体の中で、現役と
同じ「療養休暇」制度が無いのは
神奈川県だけ。組合は、再任用は
定数内であり、国・他地方公共団
体と比し著しく劣っていること
―地公法24条5項「均衡の原則」
に反する等まっとうな主張を展開
し制度化を要求したが、県当局は
県労連との合意をたてに無視し続
けた。組合は県・政令市への人事
委員会へ措置要求を取り組み、2
013年秋に出された横浜市人事

委員会の画期的勧告を受け、その
年の12月、私傷病の特別休暇
10日が措置されたがこれではま

今こそ声を上げる秋! 安倍政権を追い詰めよう



暑い夏が終わった。しかし、今
年を戦後70年にするのか、戦前
x年にするのかを懸けた闘いは
今正念場を迎える。

てその先の世代の子どもたちに、
謝罪を続ける宿命を背負わせては
なりません。しかし、許す許さな
いは被害をこうむった人々にゆだ
ねられている。加害者の側が「も
ういいだろう」と言うべきこと
ではない。

*無謀な原発再稼働

8月11日、川内原発が再稼働
した。地元住民の避難態勢も整わ
ず、周辺自治体からの懸念の声が
あがられ、原子力規制委員会田中
委員長が「絶対安全とは申し上げ
られない」と繰り返す中で、また
も責任主体の曖昧な安全神話を
復活させようとしている。9月5
日には福島県大町の避難指示が解

ったく不十分。で、2013年再
度の措置要求を取り組んだ。今年
になって横浜・相模原市の人事委
員会から再び、相次いで、制度化
の必要制について勧告。これを受
け県はこれまでの考え方を撤回、
組合の要求する現役職員と同様の
療養休暇を制度化するにいたった。
こんな当たり前の権利ですら。要
求し闘わなければ勝ち取れないの

だ。ようやくではあるが大きな一
歩だ。
労働契約法20条では、正規と
同様の仕事をしている労働者の賃
金・労働条件の差別的な取り扱い
を禁止している。組合は、来年4
月よりもっと早く療養休暇の即
時適用と、臨任職員等への適用を
求めている。ともに!

除された。カネのためには棄民を
も厭わない安倍政権の本質が露わ
である。
*安倍政治を許さない!
8月30日、「戦争法案廃案!安
倍政権退陣!」を求める国会周辺
行動には主催者の予想を上回る1
2万人もの人々が集まった。文字
通り老若男女、乳母車の赤ちゃん
連れ、車椅子の人、白杖を突いた
方・・・この日は全国各地で集
会デモが行われ、以降も連日津々
浦々で抗議の声が上げられ、大
きなうねりとなっている。

目くらましの辺野古集中協議も
決裂に終わった。労働法制改悪法
案もドサクサ紛れに成立させられ
ようとしている。自民党総裁選は
無投票で安倍再選が決まり、独裁
体制が強化される。この閉塞状況
を打ち破るのは私たち一人ひとり
の身銭を切った行動しかない。

3・11から4年の福島で 学校事務の今後を 語った全交流

今年の全交流（全国学校事務労働者交流集会）

は今も東電福島第一原発事故の被害に苦しむ現地町村に隣接し、あまり取り上げられない津波被害からの復興も途半ばであるいわき市で開催された。

政令市費化と共同実施を語る

今の学校事務労働者の大きな課題はやはり政令市費化と共同実施。

組合からは、現在経過中の、学校事務職員制度確保と共に賃金などの労働条件の水準を維持させるための取組み状況を報告した。討議では、中核市などへの拡大の可能性にも警戒し事務職員共通の課題であることが共通理解された。

東京の実態を基に意見交換された「共同実施」は、行政当局と教育委員会の、思惑（財政支出や人員像無しで“教員の多忙化解消策を図るために共同実施を実施しようとする狙い”）もあることが指摘された。

大震災からの復興半ばの現実

また、一部の者の“賃金改善”や初任者のフォローを口実に導入する実態も改めて指摘された。

集会を通じて、記録DVD映像・会場での閲覧資料・現地の支援活動者の講演・現地スタディツアーを通じて復興の一端を再認識する機会でもあった。それは、海が見えないほど高い防潮堤建設工事や街なかに見られる除染作業と除染物をつめたフレコンバックが田畑に山と積まれる光景、毎時0・5マイクロシーベルトが表示される原発周辺の常磐道などの光景であった。

「今こそ、がくろう運動の原点に戻ろう」

2015全交流福島参加して
（川崎支部〇）

「更地」に立ち尽くす

未曾有の大震災から4年4月が経った8月1日～2日、福島県いわき市舞子浜で、全国学校事務労働者交流集会（全交流）が開催された。宿舎の窓の外は朝日輝く大海原。

4年4月前、この穏やかな海が突如荒れ狂い、人々の命や財産を奪い去っていったと想像するも恐ろしい。津波が破壊尽くした惨状は跡もなく更地にされ、見渡す限りその広いこと！周囲には復興のブルドーザーの音が響く。ここにいた人たちはどこに行ったのか。：もう私たちの声が届かないところに行ってしまった人達：命はかろうじて守れた人たちも：そして私が今生きていること、この場に立てることはなんとありがたいことか。

やはり学校にいてこそ
文部科学省が昨年、「チーム学校」の作業部会を立ち上げ
てから、今年7月に中間報告

がでた。教員の多忙化を解消するため、スクールカウンセラー、地域支援員などの職種を増やし、事務職員などの定数改善をするという触れ込みだったが、ふたを開けてみたら：。

「チーム」という言葉に煽られる学校事務職員の未来はどうなっていくのか。「学校事務の強化」のために「共同実施」を推進するというのは、事務職員の定数削減、非正規職化をもたらしめている。学校への管理強化も相変わらず強まっている。

全交流で報告のあった東京の例を見れば一目瞭然。正規の学校事務職員は共同事務室に吸い上げられ、学校では非正規雇用の事務職員が、橋渡し役や日々の業務に翻弄されている。この事態は学校事務職員制度の崩壊のみならず、学校現場をも壊してゆくものだ。

国や県は、できるだけ少ない人員、安い給料で、できるだけ多くの仕事をさせようとする。そのための事務の「共同実施」であることを忘れてはならない。

Sさん裁判 免職撤回・職場復帰を

次回は10月13日に

7月28日、Sさんの裁判第11回口頭弁論が行われた。今回も傍聴席はほぼ埋め尽くされ、こんな処分を認めてなるものか、という私たちの気持ちが見え隠れしていた。

この日、原告Sさん側から争点整理（案）が提出された。事実関係、主張関係について双方に争いの無いもの、争いのある場合は何を巡って争っているのか、被告の主張があまりにも曖昧なため、原告側から整理しようというものである。なにしろ、被告の準備書面は同じことを繰り返せば真実になるとでも思っているのか、ただただひたすらの繰り返しのだから。

次回は10月13日11時から横浜地方裁判所502号法廷で皆さんの注目と支援をお願いします。